

IFA U-12 サッカーリーグ2024 茨城県西実施要項

(趣旨)

茨城4種サッカーの育成および強化を図ることにより、豊かなスポーツ文化の発展と選手の健全な心身発達に寄与するとともに、サッカーの普及および交流に貢献することを目的とする。

1. 主催：公益財団法人 茨城県サッカー協会

2. 主管：公益財団法人 茨城県サッカー協会 第4種委員会

3. 大会名：IFA U-12サッカーリーグ2024茨城県西（以下、U-12リーグ）

4. リーグ戦日程：前期第1節・第2節：3月31日 前期第3節・第4節：4月 7日
前期第5節・第6節：4月21日 前期第7節・第8節：5月12日
前期予備節：6月2日
第48回全日本U-12サッカー選手権茨城県大会
出場決定戦：6月9日 予備日6月22日

後期第1節・第2節： 9月29日 後期第3節・第4節：10月13日
後期第5節・第6節：10月20日 後期第7節・第8節：12月 8日
後期予備節： 12月15日

会場：県西地区内各設定会場にて開催

5. 参加資格：

- ① 2024年度日本サッカー協会第4種に登録（団体・選手共）済みであること。
- ② エントリー選手は20名以内。但し、6年生のみで20名を超えると登録は認めず。
- ③ 有資格審判員を1名、JFA公認指導者ライセンス（D級コーチライセンス以上）保有者を1名帯同すること。またクラブウェルフェアオフィサー講習を受けたものがチーム内に1名以上有すること。
- ④ スポーツ傷害保険に加入済みであること。
- ⑤ 参加選手は健康であり、保護者の同意を得ること。
- ⑥ 当日引率指導者はチームを掌握する責任ある指導者であること。また、ベンチ入りするチーム指導者、スタッフの内1名以上がJFA公認指導者ライセンス（D級コーチライセンス以上）を有し常時ベンチ入りできること。またベンチ入りする指導者、スタッフはJFA公認指導者ライセンスもしくは有資格審判員を保有すること。

6. リーグ構成および競技方法：

- ① 8人制サッカーで行う。
- ② U-10・U-12の2カテゴリーにて実施する。
- ③ U-12リーグは9チーム又は8チームによるリーグ戦とする。
- ④ U-12リーグは1部・2部・3部の「3部制」とし、前期・後期制とする。
- ⑤ U-10リーグの実施要項等は、本要項を基本とし運営する。
- ⑥ 下記開催期間にて実施する。

U-12：2024年3月第4日曜日～2024年12月第1日曜日

U-10：2024年5月第4日曜日～2025年3月第4日曜日

⑦ 試合数

U-12：前期・後期共に7試合もしくは8試合以上とし、年間14試合もしくは16試合以上とする。

U-10：年間8試合以上を基本とする。

7. 競技方式：

- ① 8人制サッカーで行う。
- ② U-12、U-10カテゴリーにて実施する。
- ③ U-12リーグ前期・後期第1～第7節もしくは第8節の各ブロック総当たりリーグ戦方式で行う。
- ④ U-12リーグ前期1部リーグ1位のチームは、第48回全日本U-12サッカー選手権茨城県大会出場決定戦に出場する。
- ⑤ U-12リーグは、前期の結果を基に昇格・降格を行う。

8. 競技規則：本リーグ戦要項に定められている事項を優先し、当該年度の（公財）日本サッカー協会「8人制競技規則」による。ただし、「8人制競技規則」に記載がない場合は2023/2024年サッカー競技規則による。

9. 競技規定：以下の項目については本大会の規定を定める。

- ① フィールドの大きさ：68m×50mを基本とする。
 - ペナルティーエリア=12m
 - ペナルティーマーク=8m
 - ペナルティーアーク=半径7m
 - センターサークル=半径7m
 - ゴールエリア=4m
 - ゴールの大き=少年用（W5m×H2.15m）
 - 交代ゾーン=ハーフウェーラインから左右3m
- ② 試合球は公認4号球とする。（各チーム持ち寄りとする）
- ③ 試合時間：40分(前後半各20分)とする。 U-10は30分(前後半各15分)
 - ハーフタイムのインターバル(前半終了から後半開始まで)：原則5分間ペナルティキック方式に入る前のインターバル：原則1分間
- ④ 審判員：1人の主審と1人の補助審判員1で運営する。
- ⑤ メンバー表：各試合開始30分前までに本部へ1部提出する。
 - メンバー表にはベンチ入りするJFA公認指導者ライセンス保有者の名前を記載し提出する。
- ⑥ 競技者の数：8名（8名に満たない場合は試合を行わず、得点0対3とし敗戦したものとみなす。
 - 試合途中で怪我等による人数不足により8名に満たなくなった場合には、そのまま続行する。ただし6名以下になった場合には試合を中断する。
- ⑦ 交代できる競技者数：8名とし、交代して退いた競技者は交代要員となり、再び出場することができる。
 - 交代の回数は制限されない。（交代要員はユニフォームと異なる色の上着（ビブス等）を着用すること）
- ⑧ 競技者が交代要員と交代する場合、次のとおり行う。
 - ・交代が行われることについて、事前に審判員に通知する必要はない。
 - ・交代して退く競技者は交代ゾーンからフィールドの外に出る。
 - ・交代要員は、交代ゾーンからフィールドに入り、競技者となる。
 - ・交代は、ボールがインプレー中またはアウトオブプレー中にかかわらず行うことができる。ただし、

交代で退く競技者が負傷している場合は主審の承認を得た上でどこからフィールドを離れてもよい。

・ゴールキーパーは、事前に主審に通知した上で、試合停止中に入れ替わることができる。

⑨ベンチに入ることの出来る人数：交代要員 8 人以内、役員 2 名以上 3 名以下。

(これに反した場合には、チーム役員に対し大会規律委員会より懲罰を科す)

なお、役員 3 人のうち 1 人以上が J F A 公認指導者ライセンス(D 級コーチライセンス以上)を有する事。

⑩負傷した競技者の負傷程度を確かめるために入場できる人数：2 名以内

⑪テクニカルエリアを設置する。

10. 順位決定：

・勝点(勝ち 3 点・引き分け 1 点・負け 0 点)の多いチームを上位とする。

・勝点の合計が同一の時は次の順により決定する。

①得失点差の多いチーム ②総得点の多いチーム

③当該チーム同士の対戦成績 ④抽選

(抽選は、対象チーム及び地区役員立会いのもと実施する。)

11. 懲 罰

① 主審より退場を命じられた選手及び退席を命じられた指導者は、自動的に本リーグ戦 次回戦の試合 1 試合の出場停止処分を受ける。追加的処分については(公財)日本サッカー協会懲罰基準に準拠して(公財)茨城県サッカー協会第 4 種委員会内規律・フェアプレー部で協議し、(公財)茨城県サッカー協会規律・フェアプレー委員会が決定する。

② 本リーグ戦期間中に(公財)茨城県サッカー協会規律・フェアプレー委員会において出場停止処分の罰則が決定されながら、本リーグ戦の終了によって残存した出場停止処分については、順次次の公式戦で適用される。

③ 本リーグ戦で累積された警告が 2 回となった場合、自動的に本リーグ戦の次の試合 1 試合の出場停止処分を受ける。なお、警告の累積による出場停止を繰り返した場合、2 度目以降は 2 試合の出場停止処分とする。ただし、違反行為の内容によっては、追加的処분을(公財)茨城県サッカー協会第 4 種委員会内規律・フェアプレー部で協議し、(公財)茨城県サッカー協会規律・フェアプレー委員会において決定する。

④ 同一試合で 2 回警告による退場を命じられた選手は、自動的に本リーグ戦次回戦の試合 1 試合の出場停止処分を受ける。ただし、試合出場停止により処分されたものとし 2 回の警告は累積されない。

⑤ 累積された警告での出場停止処分及び警告の累積は、本リーグ戦終了時をもって効力を失う。

⑥ 出場資格がない選手が本リーグ戦の試合に出場した場合、それが判明した時点で没収試合とし、当該チームの 0 - 3 の敗戦として試合を打ち切る。この該当チームの懲罰については(公財)茨城県サッカー協会第 4 種委員会内規律・フェアプレー部及び(公財)茨城県サッカー協会規律・フェアプレー委員会にて協議の上決定する。

⑦ メンバー表と選手証(Web から出力された選手証チーム一覧でも可)が規定時間までに 提示ができないチームに関しては、それが判明した時点で参加資格がないチームとみなし 0 - 3 の不戦敗とする。この該当チームの懲罰については(公財)茨城県サッカー協会第 4 種委員会内規律・フェアプレー部及び(公財)茨城県サッカー協会規律・フェアプレー委員会にて協議の上決定する。

⑧ 指導者ライセンス保持者(D 級以上) 1 名、有資格審判員 1 名が帯同出来ないチームに関しては、それが判明した時点で参加資格のないチームとみなし、当該チームの不戦敗とする。この該当チームの懲罰については(公財)茨城県サッカー協会第 4 種委員会内規律・フェアプレー部及び(公財)茨城県サッカー協会規律・フェアプレー委員会にて協議の上決定する。

⑨ 本要項内に規定されたユニフォームを準備できなかった時点で参加資格のないチームとみなし、当該チームの 0 - 3 不戦敗とする。この該当チームの懲罰については(公財)茨城県サッカー協会第 4 種委員会内規律・フェアプレー部及び(公財)茨城県サッカー協会規律・フェアプレー委員会にて協議の上決定する。

- ⑩ ピッチ内外での不適切な言動や重大な違反行為及び本実施要項に記載のない違反行為に関する懲罰事項は、事実確認のヒアリングを実施の上（公財）日本サッカー協会懲罰規程に基づき（公財）茨城県サッカー協会第4種委員会内規律・フェアプレー部で協議し、（公財）茨城県サッカー協会規律・フェアプレー委員会が決定する。

12. ユニフォーム

- ① アンダーシャツの着用は、ユニフォームの袖の主たる色と同色を基本とするが、チーム内で同色のアンダーシャツであれば、ユニフォームと異色であっても着用を認める。アンダーショーツも同様の考え方とする。尚、チーム内に、着用している競技者と着用していない競技者がいても構わない。
- ② エントリー表兼メンバー表に記載されているゴールキーパーがフィールドプレーヤーとして試合に出場する場合、エントリー表兼メンバー表に記載されている番号を付けたフィールドプレーヤーのユニフォームを着用すること。
- ③ フィールドプレーヤーがゴールキーパーとして試合に出場する場合、
 - I フィールドプレーヤーはエントリー表兼メンバー表に記載されている番号と同じ番号の副ユニフォームの着用を認める。その際の着用はシャツのみで良い。
 - II 相手チームのユニフォームと色彩が類似する可能性がある為、試合前のマッチミーティングにおいて、予め打ち合わせしておくこと。
 - III 副ユニフォームも相手チームと調整が出来ないときは、ゴールキーパーが着用していたユニフォームもしくは同色のシャツのみフィールドプレーヤーが着用することを認める。
 - IV 前途の対応がすべて困難な場合のみ、最終的な手段としてビブスの着用を考慮する。
- ④ ゴールキーパーのユニフォームについて、当日にゴールキーパーが欠場する場合であっても必ずゴールキーパーのユニフォームは試合会場へ持参すること。また、ゴールキーパーは試合開始時には必ずゴールキーパーのユニフォーム（シャツ、ショーツ、ソックス）を着用すること。
- ⑤ ユニフォーム（シャツ・ショーツ・ソックス）は、正のほかに副として正と色彩の異なる判別しやすいユニフォームを用意し、各試合に必ず携行すること。
- ⑥ ユニフォームの決定は主審が両チーム立会いのもとに、その試合において着用するユニフォームを決定する。また、主審は両チームの各2組のユニフォームのうちから、シャツ、ショーツ、ソックスのそれぞれについて、判別しやすい組み合わせを決定することができる。
- ⑦ ソックスにテープまたはその他の材質のものを貼り付ける、または外部に着用する場合はソックスと同色でなくても良い。
- ⑧ シャツの前面・背面にはエントリー用紙に登録した選手番号をつけること。ショーツの選手番号については付けることが望ましい。
- ⑨ ユニフォームの張り番については複数名が張り番号の場合は、チーム内統一でユニフォームと同じ色の生地と同様の書体の番号を張り付け、生地の上から手指が入らないように安全に縫い付けられたものとする。尚、張り番号が1名の場合は、生地の上から縫い付けられていれば、生地の色や書体は問わない。
- ⑩ ユニフォームの色はエントリー用紙提出後以降の変更は認めない。
- ⑪ その他の事項については（公財）日本サッカー協会「ユニフォーム規定」に従うものとする。

13. その他：

- ① チームはエントリー選手の選手証(写真貼付されたもの)を試合会場に持参すること。不携帯の選手は当該試合への出場を認めない。（Web My ページから出力された選手証(写真貼付されたもの)チーム一覧表でも認める。）
- ② 第1試合競技開始時間の50分前に代表者ミーティングを開催する。代表者ミーティングにおいては、**選手証**の提出、**帯同審判員審判証の確認**(スマホ対応可)、**指導者ライセンス証の確認**(スマホ対応可)、競技規定の確

認、ユニフォームの決定(正副ユニフォーム、着用ビブスを持参すること)、諸注意事項の説明等を行う。

- ③ 有資格審判員 1 名が帯同出来ない時、指導者ライセンス保持者が帯同出来ない時は出場資格がないものとする。代表者ミーティングに遅刻しそうな時には、50分前までに必ず会場責任チームへ連絡を行うこと。
- ④ ベンチに入る J F A 公認指導者 D 級コーチライセンス以上を有する役員は、J F A 公認指導者ライセンス証(写真添付されたもの)を透明なケースに入れ、首から下げて、試合開始前整列時から試合終了時まで掲示すること。透明なケースは各チームが準備し携行すること。(ケースのサイズや色彩は問わない)
- ⑤ 審判員は試合開始整列時にベンチ入り役員の J F A 公認指導者ライセンス証を確認する。
- ⑥ エントリー表には 8 名以上の選手登録、及びその内必ず G K (ゴールキーパー) を 1 名以上登録すること。
- ⑦ 主催者側は大会中の事故、けが等について一切の責任は負いません。

問合せ先：(公財)茨城県サッカー協会第4種委員会 県西地区リーグ戦部

須釜敦志 (メール：sugama.atsushi2012@gmail.com 電話：090-9371-8983)